

水稻・大豆の生育と管理

令和2年9月号
宇佐市農政課

大分県北部振興局集落営農・農地活用第一班

～水稻の病害虫防除～

◎秋ウンカ(トビイロウンカ)

本田移植後に海外から飛来、9～10月ごろの第3世代になると急激に増殖、1株100匹以上になると坪枯れを引き起こします。昨年、県内各地でトビイロウンカによる坪枯れが多発し甚大な被害となりました。今年は昨年よりも早く、7月21日に病害虫発生予察の注意報が出ています。

トビイロウンカは株元で成育します。田の中央部の発生状況を十分注意し、**防除を行う際は薬剤が株元まで届くように散布しましょう。**



8月下旬以降の要防除水準： **1株あたり1頭以上**

◎斑点米カメムシ類

吸汁加害により品質低下を引き起こします。畦畔の草刈りで被害を抑えることができるので、**出穂期の10日前までに草刈りを行いましょう。**それ以降に行うとカメムシが水田に逃げ込み、被害を助長させてしまいます。

薬剤による防除は**穂揃い期とその7～10日後の2回**行いましょう。



カメムシ被害粒

ウンカ類、カメムシ類の防除薬剤

薬剤名	希釈倍率	10aあたりの散布量 (使用量)	使用時期
キラップフロアブル	1,000～2,000倍	60～200L	収穫14日前まで
スタークル液剤10	1,000倍	60～150L	収穫7日前まで
ダブルカットスタークル粉剤DL	—	3～4kg	穂揃い期まで

※薬剤ごとに使用時期、使用量が異なるのでラベル等をよく読み使用しましょう。

◎穂いもちの防除

今年はいもち病の発生しやすい好適条件が、6月中旬から何度も発現しています。

穂いもちの防除は「**穂ばらみ期+穂揃い期(どちらも液剤又は粉剤)**」が効果的です。

雨が続いて防除ができない場合でも、一時的な雨の合間を狙ってなるべく適期に防除を行う方が、天気が回復してから遅れて防除するより効果があります。

いもち病の防除薬剤

薬剤名	希釈倍率	10aあたり 使用液量	適用病害虫名	使用時期
ブラシンバリダ フロアブル	1,000倍	60～150L	いもち病、紋枯病 ごま葉枯病	収穫 14日前 まで
ビームアプロード スタークル粉剤5DL	—	3～4kg	いもち病、ウンカ類、 カメムシ類、 ツマグロヨコバイ	

※薬剤ごとに使用時期、使用量が異なるのでラベル等をよく読み使用しましょう。

～大豆の病害虫防除～

◎紫斑病とカメムシ類・・・基本は2回防除

カメムシと紫斑病は同時防除しましょう！

1回目：幼莢期（莢が1cm程度、9月上～中旬）

2回目：1回目の10日から2週間後

紫斑病は種子伝染します

→ 発生した場合は、自家採種せず種子更新を行いましょ



大豆の幼莢期

紫斑病とカメムシの防除体系例

	薬剤名	希釈倍率	10aあたり 散布液量	対象病害虫	使用時期
1 回 目	アミスター20フロアブル	2,000～3,000倍	100～300L	紫斑病	収穫 7日前 まで
	スタークル液剤10	1,000倍	100～300L	カメムシ類	
2 回 目	ベルコート水和剤	1,000倍	100～300L	紫斑病	
	キラップフロアブル	2,000倍	100～300L	カメムシ類	

※1回目と2回目の薬剤を変えましょう

※※薬剤ごとに使用時期、使用量が異なるのでラベル等をよく読み使用しましょう



◎ハスモンヨトウ・・・白い葉が防除の目印

ハスモンヨトウは大きくなると薬剤が効きにくくなるため、**若齢幼虫期の薬剤防除が重要**です。

飛翔能力は8kmにも及び広範囲で発生するため、早期発見と地域での一斉防除で被害を最小限に抑えましょう。

日中は下葉の陰や土中に潜み、夜活動するので**薬剤防除は夕方に、葉の両面にかかると散**布しましょう！

↑ ハスモンヨトウ幼虫の食害によるダイズの白変葉
若齢幼虫のついた白変葉は、圃場から取り除きましょう

ハスモンヨトウの若齢幼虫 →



ハスモンヨトウの防除薬剤

薬剤の特徴	薬剤名	希釈倍率	10aあたり散布量 (使用量)	使用時期
脱皮阻害剤	ロムダン粉剤DL	—	4 kg	収穫14日前まで
長期残効剤	フェニックス顆粒水和剤	2,000倍	100～300L	収穫7日前まで
	プレバソンフロアブル5	4,000倍		

※1回目と2回目の薬剤を変えましょう

※※薬剤ごとに使用時期、使用量が異なるのでラベル等をよく読み使用しましょう



トビイロウンカ等、県内の病害虫発生情報や防除薬剤については、大分県農林水産研究支援センター農業研究部病害虫チームホームページ (<http://www.jppn.ne.jp/oita/> もしくは左QRコード参照) で確認できます。

☆農薬の適正使用を徹底しましょう！

農薬の使用は農薬取締法、残留農薬は食品衛生法により規制されています。食品衛生法では、全ての農薬等について、**基準を超える残留農薬がある場合、販売を禁止**することとなっています。農薬を使用する際はラベル等をよく読み、使用時期や使用量、使用回数を確認し、適切に使用しましょう。